

## 広報なちかつうら有料広告掲載基準

(趣旨)

第1条 この基準は、那智勝浦町有料広告掲載要綱（以下「要綱」という。）に基づく広報なちかつうら（以下「広報」という。）に掲載する有料広告（以下「広告」という。）について必要な事項を定めるものとする。

(広告の寸法、掲載位置等)

第2条 広告の寸法及び掲載位置等は、次の各号に掲げるとおりとする。ただし、第1号で定める広告の寸法を超えるもので町長が必要と認めるものの掲載については、この限りでない。

(1) 広告の寸法は、1広告あたり縦50ミリメートル以内、横85ミリメートル以内を基本とし、複数枠にまたがる広告については以下のとおりとする。

- ・縦1枠、横2枠 縦50mm、横180mm 以内
- ・縦2枠、横1枠 縦105mm、横85mm 以内
- ・縦2枠、横2枠 縦105mm、横180mm 以内

(2) 広告の掲載位置は、町が指定するページの下段とする。

(3) 広告件数は一度の広報につき合計8枠を限度とする。

ただし、申込み件数が8件に満たない場合でも、紙面構成の都合上、1号の掲載件数については、町で決定するものとする。

(4) 申込みのあったそれぞれの広告の掲載にあたっての配置は、町が決定する。

(広告掲載料)

第3条 広告掲載料は1枠あたり1回5,000円とする。

(広告原稿の提出)

第4条 要綱第7条第1項に規定する有料広告掲載申込書に添付する広告の原稿は、町が指定する電子媒体により提出するものとする。

(町ホームページへの広告掲載)

第5条 町のホームページに掲載する「広報なちかつうら」については、有料広告分を削除して公開するものとする。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、令和元年9月1日から施行する。